

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 四 十 一 号  
平 成 二 十 三 年 四 月 十 五 日

( 金 曜 日 )

道路の供用開始中訂正

( 法 務 ・ 情 報 公 開 課 ) 六 四

## 目 次

### 告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指

定

保安林の指定予定

道路の区域変更

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定解除

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

### 公 示

土地改良区の定款の変更認可

飼料の試験結果

基本測量の終了

公共測量の終了

### 正 誤

( 廃 棄 物 対 策 課 ) 五〇<sup>ベ</sup>

( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 五〇

( 道 路 維 持 課 ) 五〇

( 砂 防 課 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 選 挙 管 理 委 員 会 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 同 ) 五〇

( 西 濃 農 林 事 務 所 ) 六〇

( 畜 産 課 ) 六〇

( 用 地 課 ) 六〇

( 同 ) 六〇

( 同 ) 六〇

告示

岐阜県告示第二百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七九	瑞穂市居倉字河原八四〇一、本美市下福島字西河原五五三一、五五三一地先、五五七一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字野田ノ久々二六五一、二六五四

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字寺尾洞六四九二番の七六地先から同市同町同字上戸谷四一七四番の一地先まで	変更前 三・五 変更後 五・一	五・四	

岐阜県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。





平	西稲葉 5	西稲葉 4	西稲葉 3	西稲葉 2	西稲葉 1	洞 7	洞 6	洞 5	洞 4	洞 3	洞 2	洞 1	金屋 4	金屋 3	金屋 2	金屋 1	汾陽寺 4	汾陽寺 3	汾陽寺 2	汾陽寺 1	小知野 2	小知野	桶森 2	桶森	寺尾 8	寺尾 7	寺尾 6
	関市武芸川町宇多院長尾崎	関市武芸川町宇多院深田	関市武芸川町宇多院深田	関市武芸川町宇多院本入戸	関市武芸川町宇多院古山	関市武芸川町谷口中立	関市武芸川町谷口嫁ヶ野	関市武芸川町谷口金頭山	関市武芸川町谷口善野	関市武芸川町谷口嫁ヶ野	関市武芸川町谷口生蒲谷	関市武芸川町谷口栢木	関市武芸川町谷口栗六	関市武芸川町谷口栗六	関市武芸川町谷口片狩	関市武芸川町谷口金屋	関市武芸川町谷口斉藤	関市武芸川町谷口斉藤	関市武芸川町谷口斉藤	関市武芸川町谷口斉藤	関市武芸川町小知野落洞	関市武芸川町小知野西屋敷	関市武芸川町谷口桶森	関市武芸川町谷口桶森	関市武芸川町谷口三洞	関市武芸川町谷口六野	関市武芸川町谷口中根
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

<p>〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務</p>	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用する衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	吉谷 2	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

  

<p>〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>				
<p>岐阜県告示第二百七十一号</p>				
<p>平成二十三年四月十五日</p>				
<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>				

  

城戸	関市武芸川町八幡下流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東洞 1	関市武芸川町小知野香積寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞	関市武芸川町小知野鯉折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一色 1	関市武芸川町宇多院禰盤下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場 3	関市武芸川町谷口猪之洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場 2	関市武芸川町谷口西大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場 1	関市武芸川町谷口下熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上跡部 2	関市武芸川町跡部上跡部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上跡部	関市武芸川町跡部井山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中一色	関市武芸川町宇多院中一色	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
追分	関市武芸川町谷口追分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
跡部	関市武芸川町跡部上野々	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺尾谷川1	関市武芸川町谷口亀坂	次の図のとおり	土石流
寺尾谷川2	関市武芸川町谷口稲荷	次の図のとおり	土石流
寺尾谷川3	関市武芸川町谷口小三洞	次の図のとおり	土石流
寺尾谷川4	関市武芸川町谷口中根	次の図のとおり	土石流
丸山谷川	関市武芸川町谷口丸山	次の図のとおり	土石流
門熊谷川	関市武芸川町谷口門熊	次の図のとおり	土石流
下熊谷川	関市武芸川町下熊	次の図のとおり	土石流
八幡谷川1	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川2	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川3	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川4	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
舟洞西谷川	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	土石流
舟洞東谷川	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	土石流
谷口	関市武芸川町谷口田之洞	次の図のとおり	土石流

  

桶森	関市武芸川町追分	次の図のとおり	土石流
市場	関市武芸川町荒神洞	次の図のとおり	土石流
東洞谷川1	関市武芸川町眺視	次の図のとおり	土石流
東洞谷川2	関市武芸川町雨池	次の図のとおり	土石流
寺尾1	関市武芸川町谷口寺尾	次の図のとおり	土石流
寺尾2	関市武芸川町谷口寺尾	次の図のとおり	土石流
寺尾3	関市武芸川町谷口寺尾	次の図のとおり	土石流
寺尾4	関市武芸川町谷口寺尾	次の図のとおり	土石流
寺尾5	関市武芸川町谷口寺尾	次の図のとおり	土石流
洞	関市武芸川町洞生蒲谷	次の図のとおり	土石流
市場2	関市武芸川町西大洞	次の図のとおり	土石流
樺手1	関市武芸川町高野東樺ノ手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺手2	関市武芸川町高野源田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺手3	関市武芸川町高野東樺ノ手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺手4	関市武芸川町高野東樺ノ手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平1	関市武芸川町下平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平2	関市武芸川町下平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平1	関市武芸川町西中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平2	関市武芸川町西中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平3	関市武芸川町一本杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舞子1	関市武芸川町平舞子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舞子2	関市武芸川町平舞子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出宮地	関市武芸川町宇多院出宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源氏	関市武芸川町谷口源氏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中川原	関市武芸川町谷口中川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舟洞	関市武芸川町谷口舟洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



市場2	閉市武芸川町谷口西大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場3	閉市武芸川町谷口猪之洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一色1	閉市武芸川町宇多院禰磐下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞	閉市武芸川町小知野鯉折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東洞1	閉市武芸川町小知野香積寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城戸	閉市武芸川町八幡下流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び閉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百八十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の表示及び建築物に作用す	土砂災害の発生
----------------	---------

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
五十川勝也後援会	鶴田繁樹	五十川勝也	岐阜市大河柏台2 62
加藤たつじ後援会	士本新一	深萱茂	土岐市泉町久尻954 3
小森さゆり後援会	青木定一	小森俊彦	揖斐郡大野町瀬古581 1

区域の名称	区域の所在地	ると想定される衝撃に関する事項	原因となる自然現象の種類
石越谷	大垣市青臺	次の図のとおり	土石流
桂谷	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸





「元氣な多治見」つくる会	会計責任者	加藤 三映子	藤川 幸一	野田聖子後援会	会計責任者	野田 ねい	真鍋 富子
	代 表 者	平野 吉彦	川合 剛弘		主たる事務所の地所	岐阜市加納桜道 2 15 1	岐阜市加納鉄砲町 4 30
幸福実現党高山後援会	会計責任者	平野 吉彦	川合 剛弘	野田聖子後援会連合会黒野支部	代 表 者	高橋 秀明	竹山 正雄
	代 表 者	木村 寿美重	永田 彩		主たる事務所の地所	岐阜市木之本町 3 2 3	岐阜市元宮町 4 2
幸福実現党多治見後援会	代 表 者	木村 寿美重	永田 彩	野田聖子後援会連合会常磐支部	代 表 者	三浦 征三	宮部 源一郎
	会計責任者	幅 祐樹	梅村 大輔		代 表 者	伊藤 正勝	増田 文一
政治結社大日本樓誠塾	代 表 者	小川 修	高木 雅浩	野田聖子後援会連合会西郷支部	代 表 者	川島 正司	増田 文一
	会計責任者	浅野 良浩	永井 壽		主たる事務所の地所	岐阜市古市場 8 26	岐阜市古市場 97
道家やすなり後援会	代 表 者	間 武夫	中田 一男	野田聖子後援会連合会鷹山支部	代 表 者	森田 操	北川 道夫
	主たる事務所の地所	岐阜市茜部新所 3 76	岐阜市茜部辰新 1 96		主たる事務所の地所	岐阜市下西郷 153	岐阜市下西郷 2 154
中田清介後援会	代 表 者	玉 久七郎	平塚 徹夫	野田聖子後援会連合会常磐支部	代 表 者	近藤 敏弘	大河 長栄
	会計責任者	玉 久七郎	平塚 徹夫		主たる事務所の地所	岐阜市鷹山 375	岐阜市正木 1324
中田清介を育てる会	代 表 者	山田 孝治	山田 愛子	野田聖子後援会連合会島支部	代 表 者	近藤 敏 徹	宮崎 弘
	会計責任者	山田 孝治	山田 愛子		主たる事務所の地所	岐阜市菅生 3 15	岐阜市北島 6 7
野田聖子後援会連合会藍川支部	代 表 者	早川 加代子	増田 文一	野田聖子後援会連合会常磐支部	代 表 者	河井 芳弘	大野 涼
	会計責任者	早川 加代子	増田 文一		主たる事務所の地所	河野 仁	井深 健一
野田聖子後援会連合会厚見支部	代 表 者	安藤 龍男	伊藤 武彦	野田聖子後援会連合会長森南支部	代 表 者	河野 仁	井深 健一
	主たる事務所の地所	岐阜市三田洞 440 1	岐阜市岩崎 614		主たる事務所の地所	岐阜市城田寺 2657	岐阜市椿洞 247
野田聖子後援会連合会加納西支部	代 表 者	石原 六男	村木 紀久男	野田聖子後援会連合会長森南支部	代 表 者	足立 武明	平光 桂
	会計責任者	石原 六男	村木 紀久男		主たる事務所の地所	神谷 悟	赤地 則夫
野田聖子後援会	代 表 者	藤川 孝臣	大野 春一		代 表 者	神谷 悟	赤地 則夫
					主たる事務所の地所	岐阜市切通 5 15	岐阜市手力町 23 6



自由民主党高鷲町支部	山 川 直 保	養 島 誠 一	郡上市高鷲町船立 4878	3 月 11 日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
自由民主党御書町支部	鈴 木 元 八	亀 井 千 歳	可児郡御書町御書 1007 5	平成 23 年 3 月 16 日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
磯田じょうじを育てる会	磯 田 讓 治	磯 田 讓 治	各務原市那加本町 45	平成 23 年 3 月 31 日			
尾関光政を育てる会	河 田 久 和	河 田 幸 男	各務原市上中屋町 1 221	平成 22 年 12 月 25 日			
みどりの風	山 根 一 男	高 田 孝 幸	可児市若葉台 3 162	平成 23 年 3 月 24 日			
三宅稔後援会	佐 合 富 保	渡 辺 和 彦	美濃加茂市下米田町小山 672	平成 23 年 3 月 24 日			
山田豊後援会	山 田 豊	長谷川 勝	可児市川台北 1 54	平成 22 年 11 月 28 日			
山根一男と可児をより良く変えてゆく市民のネットワーク	山 根 一 男	宮 野 秀 男	可児市若葉台 3 162	平成 23 年 3 月 24 日			
若尾円三郎後援会	佐 橋 義 正	古 根 賢 一	多治見市小名田町 3 199	平成 23 年 3 月 14 日			

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
安藤 肇哉	岐阜市議会議員	安藤もとちか後援会	岐阜市福光東 1 23 18	安藤 肇哉

古川 進	大野町議会議員	古川進後援会	揖斐郡大野町 西方 424 12	古川 進
------	---------	--------	------------------	------

岐阜県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸



6	同上	同上	電印配合飼料幼す う用	H22. 11	20.0	5.0	3.3	5.5	1.01	0.95									
7	JA東日本くみ あい飼料株式 会社知多工場 愛知県知多市 北浜町	各務原市各務 山の前町JA東 日本くみあい 飼料株式会社 各務原中継基 地	新ひだっこG	H22. 11	16.2	2.8	7.2	6.5	1.05	0.52									
8	同上	同上	ほいくの健ちゃん	H22. 11	19.4	2.9	3.5	5.0	0.78	0.60									
9	同上	同上	飛騨牛繁殖用新れ んさん	H22. 11	16.5	3.1	5.8	5.7	0.79	0.79									
10	同上	同上	とじ玉17	H22. 11	19.0	6.5	3.3	13.4	4.44	0.63									
11	日清丸紅飼料 株式会社碧南 工場 愛知県碧南市 玉津浦町	各務原市須衛 町 岐阜養鶏農業 協同組合配 送センター	みのり種鶏前期	H22. 12	17.9	6.1	4.1	10.4	2.96	0.81									
12	同上	同上	シエル・クイーン 17	H22. 11	18.3	5.3	3.1	13.3	4.53	0.71									
13	(株)白木精 麦 関工場 岐阜県関市小 瀬南	関市小瀬南 (株)白木精 麦 関工場	混合飼料EMフイ ードBA	H22. 12	12.0	13.0	5.0	6.6	0.06	1.76									
14	全国酪農飼料 株式会社東海 工場 愛知県碧南市 玉津浦町	美濃市生櫛 美濃酪連北農 事業所	ぎふスペシャル	H22. 12	16.3	4.2	4.9	4.9	0.77	0.73									
15	同上	同上	ながら繁殖の餌	H22. 11	17.0	3.7	6.1	6.6	1.31	0.86									
16	同上	同上	ラクビーFM前期	H22. 11	16.0	3.5	6.4	5.6	0.82	0.72									

基本測量の終へ

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十五日

一 作業機関

岐阜県知事 古 田 肇

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

三 作業期間

平成二十二年五月十日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

三 作業期間

平成二十二年十二月十三日から

同 二十三年三月二十五日まで

四 作業地域

本巣市、羽島郡岐南町、養老郡養老町、不破郡関ヶ原町並びに加茂郡川辺町及び八百津町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

三 作業期間

平成二十二年十二月二十二日から

同 二十三年三月二十五日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、郡上市、海津市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡輪之内町及び加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十二年九月二十四日から

同 二十三年三月三十日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

正 誤

(校正誤り)

平成二十三年三月二十九日第二千二百三十六号 道路の供用開始(岐阜県告示第二  
二二号)千三十七頁

下段の表中

三九〇・〇

は

三九・〇

の誤り。

平成二十三年四月十五日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター